

下関市立豊浦小学校いじめ防止基本方針

令和4年3月

下関市立豊浦小学校

は じ め に

人は社会の中に生まれ、社会の中で育ち、社会の中で生活する。そして、様々な人々と共に社会に貢献することで生き甲斐を見出す。苦労はあっても、自分が一人の人として生きていくことの存在意義や幸福は、家庭・学校・地域社会・職場等、社会への所属意識の中で培われていく。そういう意味で、人のことを（あるいは人々のことを）「人間」と呼ぶことは象徴的である。

二人、三人と人が集まると必ず社会が生まれる。その中で人間関係が現れ、コミュニケーションが育まれる。人は、より良い社会の中のより良い人間関係の絆の中でこそ逞しく成長できるのであり、このことは教育の原点でもある。

豊浦小教育は、『三気の教え（本気・根気・元気）と郷土愛』を基調として歴史を重ねてきた。その中で、より良い絆を紡ぎながら共に成長していこうとする教育的風土を培ってきた。

このたび「下関市立豊浦小学校いじめ防止基本方針」を策定するにあたり、それぞれの教職員が、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」であることを再確認し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の工夫や充実により、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う対人交流の能力の素地を養ってまいりたい。

また、平成24年度に本校が「下関市コミュニティ・スクール」に指定されたことを踏まえ、家庭・地域社会と密接に連携し、いじめの防止と早期発見、迅速で適切な実効性のある対処に全力で努めたい。

児童一人ひとりが心身ともに健やかに、ともに生き生きと成長していくことを願っている。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇インターネット、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013-2015」）

このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

(3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

(4) 求められる責務

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

(5) 基本的な認識

◆いじめは、「人権にかかわる重大な問題である。」

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(6) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情に寄り添った対応をする。

① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

② 日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要があるもの。

③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性があるもの。

※「重大事態」については、(9) 重大事態への対応 (P 14) 参照

(7) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃からいじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

子供として

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- ・学校外での児童の諸活動の場においても、いじめを許さない環境づくりを推進し、指導の徹底を図る。

(8) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子供の心身の成長過程に応じて、様々な人とのかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、関わる中で、子供が発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直し、学年や学校全体で組織な対応を行う。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。（特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。）その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童の保護者に連絡し、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。
- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を

示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 学校の取り組み

（１）学校いじめ防止基本方針の策定（法第１３条より）

- ・国、県、市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

（２）校内体制の確立

① 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第２２条より）

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・本組織の構成メンバーは、校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当教員、各学年生徒指導担当教員、担任、養護教諭とする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー（※ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（※ＳＳＷ）、ガイダンスアドバイザー（※ＧＡ）、スクールロイヤー（※ＳＬ）などの外部専門家を活用する。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、いじめが生じてない場合も学期に１回（２時間程度）行い、その際は、ＳＣを交えて情報交換を行う。

※１ ＧＡ（ガイダンスアドバイザー）

別室登校等をしている児童生徒を中心に、学校の不登校対応の支援を行う者

※２ ＣＡ（カウンセリングアドバイザー）

学校事件・事故等が発生した際に、緊急で児童生徒等の心のケアを行う公認心理師

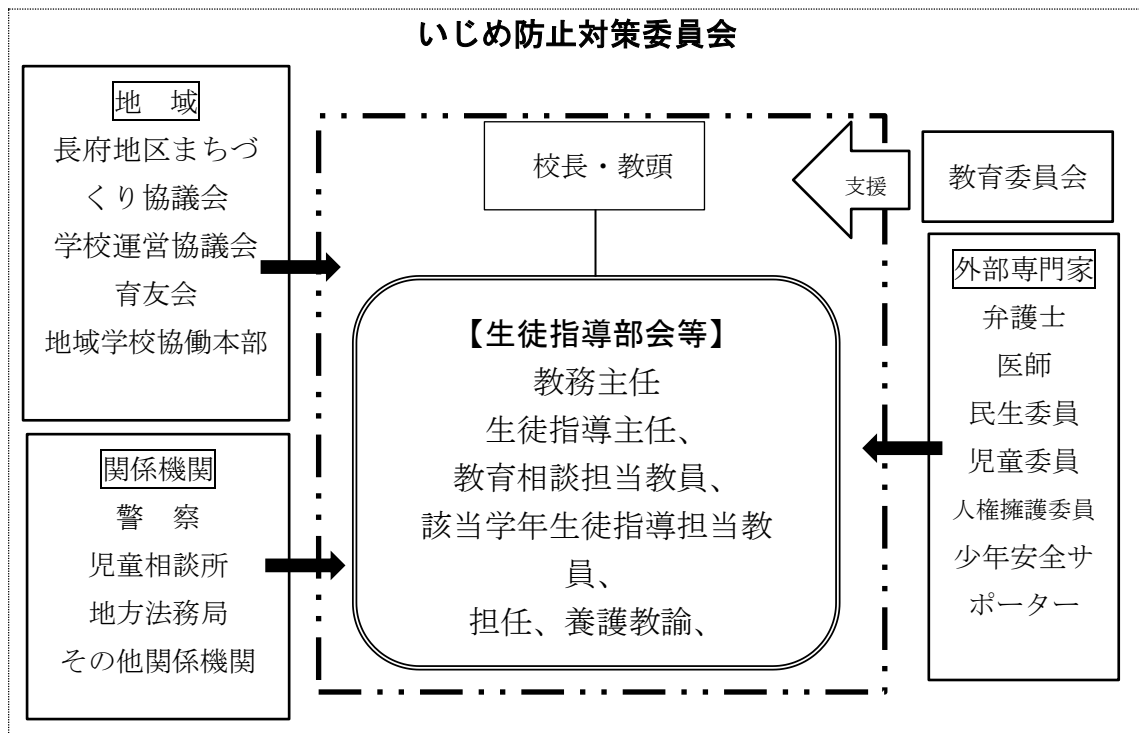
※３ ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）

関係機関等と連携を図った支援が必要な場合に対応・助言を行う社会福祉士、精神保健福祉士等

※４ ＳＬ（スクールロイヤー）

学校で発生する様々な事案に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士

いじめ防止対策組織（いじめ防止対策委員会）



② 確実な情報共有と指導体制の強化

- いじめの定義や解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- 特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- 「いじめ防止対策委員会」が、単なる事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- 学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中※」のすべての事案について報告する。
 ※「継続支援中」とは、事案発生後３ヶ月を経過しても、解消と認められないもの。
- ・臨時報告 … 学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

(３) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」について、育友会総会や長府地区まちづくり協議会、学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、ＳＣやＳＳＷ、ＧＡ、ＣＡ、ＳＬ等の関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

(４) 未然防止の取組

① 「心の教育」の充実

- ・４月１３日「下関市いのちの日」に全教職員が黙祷を捧げ、「命の尊厳」について再認識する。
- ・道徳や特別活動を中心に学校生活や授業全般を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・どのような行為がいじめになるのか、具体的にその定義を伝える。
- ・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許されない」という毅然とした態度で対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。
- ・「善行」をもって「悪行」を駆逐する。

③ 児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじ

めの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

- ・年度当初に学級活動などの時間を利用して、いじめ問題について児童と一緒に考える活動を仕組む。

④ 日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

⑤ 教職員の資質能力の向上

- ・積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・教職員自身が人権意識を高め体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

⑥ 児童理解

- ・日記・生活ノート、相談カード、県教委作成の「学校適応感調査『Fit』」、「Q-U」など客観テストなどを通して、児童理解に努める。

⑦ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・保護者同士の良好なネットワークづくりのために学級懇談を工夫する。
- ・学校だよりや学年だより、「きらめきネットコム」、長府地区まちづくり協議会、HP等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑧ 中学校区での取組

- ・長府中学校との連携を深め、9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・長府中学校と連携していじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応について、生徒指導主任を中心に教職員で共通理解し、情報を共有する。
- ・小中連携に組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小・中学校全職員が協働して取り組む体制をつくる。

（５）早期発見の取組

① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じていれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性はあることに教職員は敏感でなければならない。

② 生活ノートや日記等からの情報収集

③ いじめアンケートの実施（児童：毎週、保護者：年３回程度）

- ・毎週木曜日にスマイルチェックシートによる調査を行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応

内容について記録しておく。

- ・アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっている児童が、周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。
- ・アンケートの保管期間は、卒業後 5 年間とする。

⑥ 相談箱の設置

⑦ 教育相談の充実（教育相談週間：6 月中旬、10 月中旬、SC の活用）

⑧ 悩みごと等の相談機関の周知

（6）解決に向けた取組

①初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童等について明確にし、5W1Hに留意して、記録する。また、必ず学年内で共通理解するとともに生徒指導主任や管理職に報告し、複数で情報共有及びその対応にあたる。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許さない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ「いじめ防止対策委員会」の開催

- ・把握した事実を基に、今後の対応等について、「いじめ防止対策委員会」

を開催し、以下のことを協議する。

- a 被害児童とその保護者への対応
- b 加害児童とその保護者への対応
- c 他の児童及び保護者への対応
- d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保存する。
- ・しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行う。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害児童とその保護者への対応

被害児童

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者（家庭訪問による対応）

- ・生徒指導主任等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童とその保護者への対応

加害児童（再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い）

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者（家庭訪問または、来校による対応）

- ・生徒指導主任等を含めた複数の教員で対応する。
 - ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
 - ・保護者の心情に共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える（加害児童への非難は避ける）
 - ・学校の指導や支援について説明する。
 - ・被害児童への謝罪等を相談する。
- c 他の児童及び保護者への対応**
- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
 - ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
 - ・被害児童に対する配慮について指導する。
 - ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。
 - ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。
- d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）**
- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会に速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
 - ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。
- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）**
- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
 - ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

②中期・長期対応

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

（７）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童の主体的な活動

- ・児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。中学校生徒会においては、「ネットトラブル根絶指針」（平成28年度下関・長府・小串警察署管内少年サミットにて採択）や、「下関市児童生徒の携帯電話の利用に関する指針」等を参考に、全ての中学校が積極的に取組を推進する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 関係機関との連携

- ・警察等の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

（８）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が、少なくとも３ヶ月は継続して止んでいること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（被害児童及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。）

（９）重大事態への対応

①重大事態の発生が疑われる場合

「いじめ防止対策委員会」でいじめに関する情報の収集・共有を行い、いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合は、教育委員会に報告する。

②教育委員会が重大事態と判断した場合

学校が調査主体となった場合

- １ 事実関係を明確にするための調査を実施
- ２ 調査結果を教育委員会に報告
- ３ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ４ 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、調査や資料提供に協力

※重大事態の定義は「下関市いじめ防止基本方針 ４ 重大事態への対応」による。